

令和6年度

岐阜県アセッサー講習受講支援事業費補助金

募集のご案内

【事前手続き（書類提出）締切り】

令和6年11月20日（水）

【申請受付期間】※申込みには事前手続き必須

令和7年2月10日（月）～ 令和7年3月10日（月）〈必着〉

【問合せ・提出先】

〒500-8570

岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁12階）

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 長寿社会推進係

TEL：058-272-8289、FAX：058-278-2639

令和6年9月

岐阜県健康福祉部 高齢福祉課

令和6年度 岐阜県アセッサー講習受講支援事業費補助金の募集について

1 補助金の趣旨

岐阜県では、介護職員のキャリアアップの仕組みを構築し、資質向上と介護事業所におけるOJTの推進を図るため、介護キャリア段位制度のレベル認定取得に向けた評価の実践を支援する必要があることから、レベルの評価者であるアセッサーを養成する講習の受講に係る費用を助成します。

2 補助対象事業者

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受けた県内に所在する介護事業所を運営する者

3 補助対象となる経費

一般社団法人シルバーサービス振興会の実施する令和6年度アセッサー講習について、事業者が、一般社団法人シルバーサービス振興会に直接支払った受講料、又は、介護職員が負担した受講料に対して当該職員に支払った支給金

- ※ 領収書の日付けは、令和7年3月10日までのものに限りです。
- ※ 受講料には、講習指定テキスト代、振込手数料及び交通費等は含まれません。また、消費税及び地方消費税相当分については、補助対象経費から除外します。
- ※ 支給金については、給与・賃金・諸手当等と明確に区別して支給したものに限りです。また、立替えや貸付けなど、当該職員から返還させるものは対象になりません。

4 補助金交付要件

次の①～②いずれにも該当していること

- ① 一般社団法人シルバーサービス振興会に対して、アセッサー講習受講料の支払を終えていること。
- ② 従事者がアセッサー講習を受講し、講習修了証の交付を受けていること。

※アセッサー講習受講人数について法人によって人数に大きな差があり、予算に限りがあることから、応募総数によっては、補助金対象人数を調整する可能性があります。

- ※「従事者」とは、補助業者が直接雇用契約を締結している者をいいます。
- ※ 本事業の申請に係る受講経費について、他に補助等を受けている場合は対象外です。

5 補助金額

職員1人当たり1万円

6 事前に提出が必要な書類

別紙 アセッサー講習受講予定者一覧
法人毎にまとめて提出すること。

【提出期限】

令和6年11月20日（水）

※期限までに報告がない場合は、補助を受けることが出来ないので、注意すること。

7 申請期間

令和7年2月10日（月）～ 令和7年3月10日（月）〈必着〉

※郵送で申請の場合は最終日当日必着

8 提出書類

- (1) 交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業実施報告書（別紙1）
- (3) 受講料の領収書（写）等の支払実績が分かる書類
- (4) 補助事業者が介護従事者に支給した場合は、支給明細書の写し
- (5) 評価者（アセッサー）講習受講修了証（写）

※ 提出書類の他、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求められることがあります。なお、提出書類等の返却は致しません。

※ 提出書類の様式は、県高齢福祉課のウェブサイトからダウンロードできます。

トップページ > 分類でさがす > 子ども・女性・医療・福祉 > 高齢者 > 介護人材確保 > 令和6年度岐阜県アセッサー講習受講支援事業費補助金

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/163231.html>

9 審査及び結果の通知

審査の上、補助金の交付決定及び額の確定の通知を行います。

10 請求書の提出

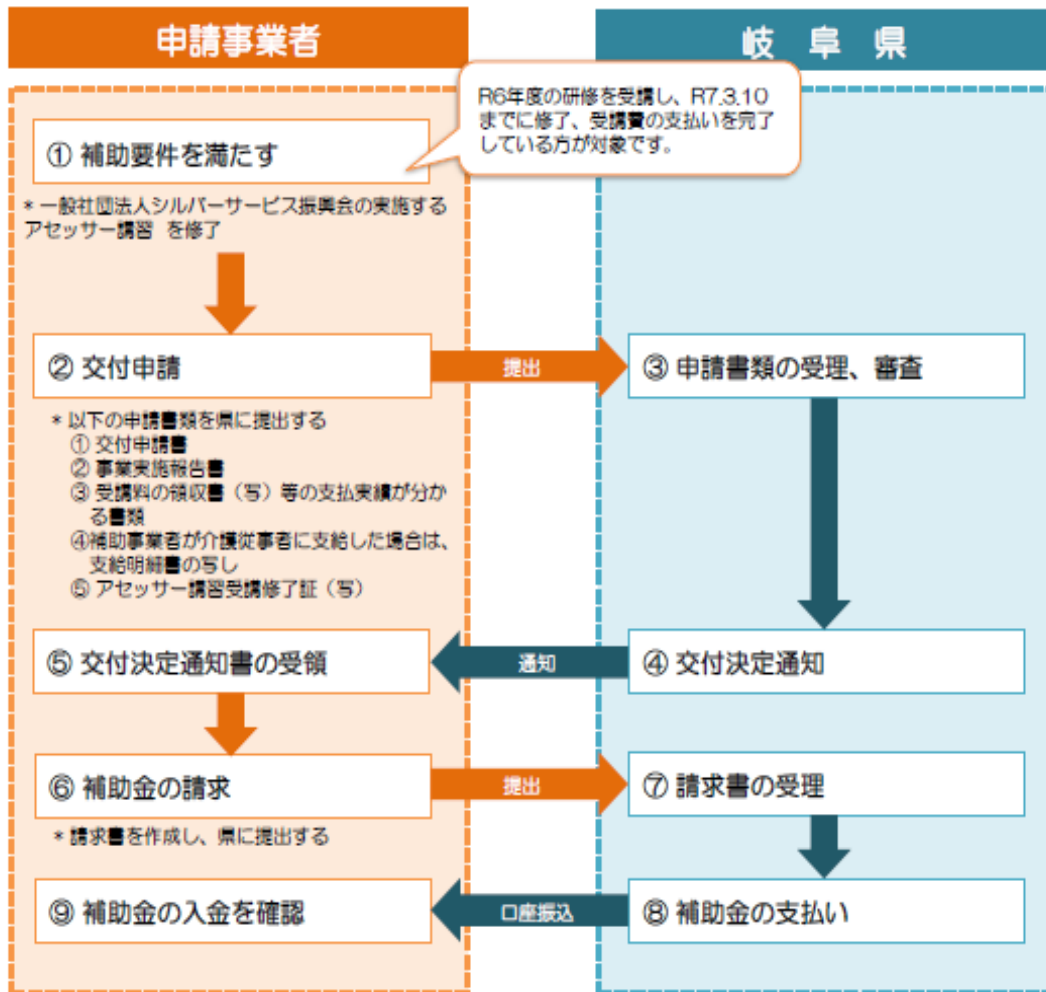
通知を受けた事業者は、請求書（第4号様式）を県へ提出してください。

11 その他

この募集案内は、本制度の概要を簡略に記載したものです。

詳細な内容は、岐阜県アセッサー講習受講支援事業費補助金交付要綱の規定によります。

< 申請手続きの流れ >



【問合せ・提出先】

〒500-8570

岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁12階）

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 長寿社会推進係

TEL：058-272-8289

FAX：058-278-2639

E-mail：c11215@pref.gifu.lg.jp